

**銀行法施行規則第三十四条の十九の五第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する
金融庁長官の定める額を定める件の概要**

銀行持株会社傘下の銀行の兄弟会社である商品現物取引を営む会社が業務の結果として保有する商品の額の合計額の上限額を当該銀行持株会社に係る連結自己資本の基本的項目（いわゆる Tier1）の額の 5%とする。